

Monthly *Tochigi* 2023 3

組合活性化情報 *Information For Small Business Association* vol.658



【蔵の街大通りに設置されたキュービクルカバー（栃木木材協同組合）】

Pick up!
P 1 ~ 3

特定地域づくり事業協同組合制度について

Contents

P 4 組合NEWS

- ・平家の里湯西川協同組合
- ・栃木県印刷工業組合
- ・協同組合自動車共済とちぎ事務所

P 5 Flash

P 6 ~ 7 景況レポート（令和5年1月）

P 8 ~ 9 組合インタビュー「この人に聴く」

Vol.46 栃木木材協同組合

理事長 山口 真右さん

P10 組合ニッポン！めぐり旅／Q&A

P11 関係機関からのお知らせ

P12 中央会からのお知らせ

特定地域づくり事業協同組合制度について

令和2年6月4日に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（以下「法」という）が施行され、「特定地域づくり事業協同組合制度」が開始されました。

この制度は、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業」を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行うもので、これを活用することで、過疎化で悩む地域に安定的な職場を作り出し、若者等のU・I・Jターン促進や、地元経済の活性化につなげるなど地方創生の切り札として期待されています。

先月には、当制度を利用した県内初の事例として「もてぎマルチワーク事業協同組合」が設立されるなど、今後の地域活性化策として注目されています。今回は、制度の概要等をまとめて紹介いたします。

(1) 概要

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業（※）を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行うものです。

※特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等をいいます。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R3予算額50億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、U・I・Jターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

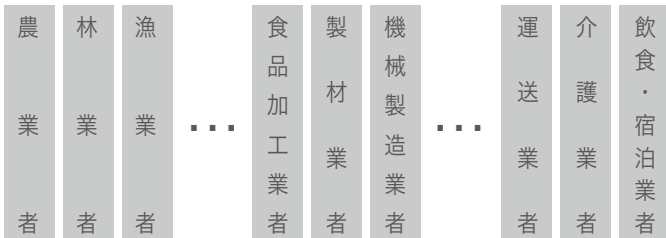
人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



人材 派遣

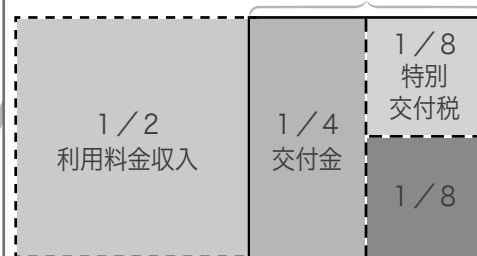
利用 料金

特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用⇒所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉 1/2市町村助成



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

都道府県



＊本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等と呼び込むことができるようになりますとともに、組合員となる地元事業者が自らの事業の維持・拡大を推進することができます。

(2) 対象地域

対象となる地域は、「地域人口の急激に直面している地域」とされています。ここでいう「地域人口の急減」とは、「一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう」とされています。具体的には、次の(1)、(2)、(3)いずれかの要件を満たす地域が考えられます。

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域

(2) 過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域

⇒人口減少の状況のほか、事業を実施しようとする地域が「自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区」、「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」であることが必要です。

(3) 近年の人口の動向、高齢化の進行、若年層の減少、人口密度や地域の事業所数といった、様々な観点から地域の実情を汲みとり、都道府県知事が適切と認める地域（過疎地域に限られるものではありません）

(3) 組合設立(構成する組合員の例)

組合を設立する際は、4者以上の組合員の資格を有する事業者が発起人となる必要があります。

一次産業（農林漁業）	農業者、林業者、漁業者等
二次産業（製造業等）	食品加工業者、製材業者、機械製造業者等
三次産業（サービス業等）	介護業者、運送業者、小売業者等
	その他：観光協会、商店街振興組合等

(4) 組合設立（スキーム図）

事前準備【事業者・市町村等への相談・調整】

- 活動地区が人口急減地域であることの確認
- 下記事項について関係者間の調整及び支援が見込めることの確認
 - ・組合員となる事業者の確保
 - ・派遣職員となる労働者の確保
 - ・事務局職員や事務局スペースの確保
 - ・市町による組合設立・運営に係る財政支援等

事業計画（案）等の作成

- 次の事項について案の作成
 - ・組合の経理的基礎の見通し
 - ・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営費、市町からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく収支見通し
 - ・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練等

関係機関への事前相談

- 次の事項について案の作成
 - ・栃木県中小企業団体中央会：設立認可手続きについて
 - ・栃木県：特定地域づくり事業協同組合の認定手続きについて
 - ・栃木労働局：労働者派遣事業の届出について

事業協同組合の設立認可手続

発起人の選定（4事業者以上）、定款等の作成、創立総会開催、栃木県への設立認可申請、出資払込、設立登記等

特定地域づくり事業協同組合の認定手続き

栃木県に事前相談、確認した申請書等を提出、栃木県の確認・認定

労働者派遣事業の届出

栃木労働局に事前相談、確認した申請書等を提出、栃木労働局の確認・受理

特定地域づくり事業開始

(5) 組合の活用イメージ（仕事の組み合わせ例）

	派遣業種 / 期間
例 1	農業（4月）、飲食業（5月～10月）、酒造業（11月～3月）
例 2	水産業（2月～4月）、宿泊業（5月、7月～9月）、食品加工業（6月、10月～1月）
例 3	商工会（4月～10月）、こども園（11月～3月）
例 4	林業（4月～11月）、スキー場・建設業（除雪）（12月～3月）



＊事業協同組合の無期雇用の職員が、複数の組合員企業に時期を組み合わせることで、年間を通じた仕事を創出します。

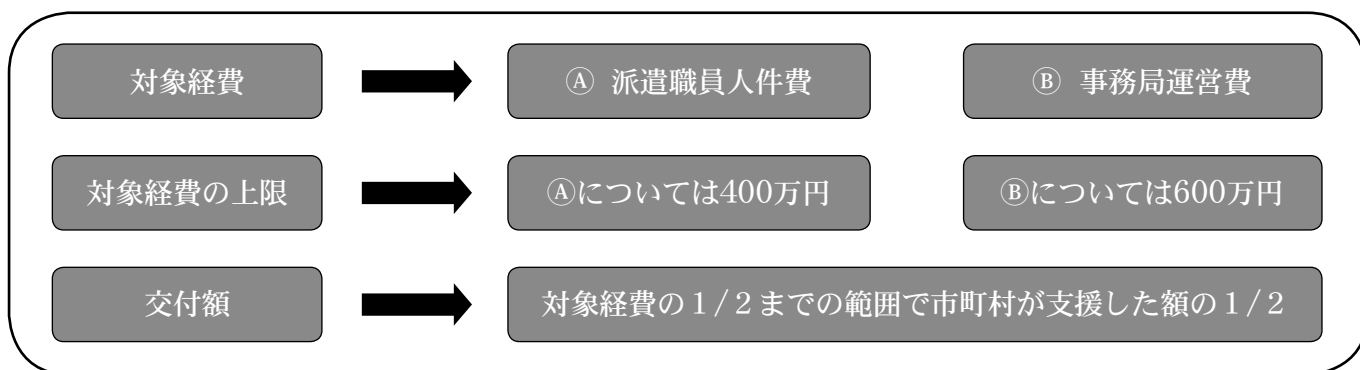
＊特定の事業者のみが利益を享受するものや、特定の事業者の人件費の削減を図るものは、不適正な運用とされています。

(6) 組合への支援

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとされています。対象地域の市町村が事業協同組合の運営費を補助する場合、一定の要件のもとで、国等がその財源の一部を負担します。

※都道府県が財政支援を行う場合でも市町村と同様に支援を受けることができます。

※下記は市町村に対する国の財政支援についての記載であり、市町村から組合への実際の支援内容はそれぞれの市町村との調整によります。



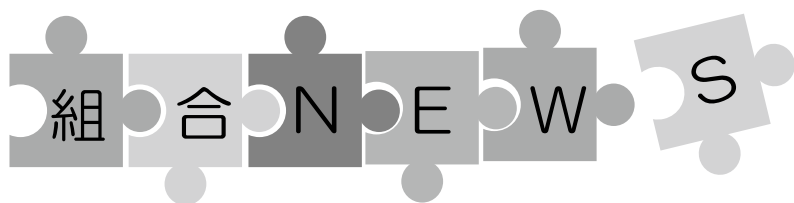
＊組合員の事業を対象に、労働者派遣事業を厚生労働大臣の許可ではなく届出で実施できるようになります。

＊職員に安定した給与を支払えるよう国と市町村から運営費の半額が助成されます。（国は令和5年度6億円を予算措置。）

＜お問い合わせ先＞

○制度の活用について ⇒ お住まいの市町担当課

○事業協同組合の設立認可手続きについて ⇒ 栃木県中小企業団体中央会：028-635-2300



3年ぶりに、「かまくら祭」を開催しました。 平家の里湯西川協同組合

1月27日(金)～2月26日(日)、日光市の湯西川温泉にてかまくら祭を開催しました。雪景色の中に無数の灯が風に揺れる幻想的な様子は日本夜景遺産にも認定されており、毎年多くの観光客が訪れる人気のイベントです。新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続きましたが、今年3年ぶりに開催し、30周年を迎えることができました。

当組合が運営している観光文化施設「平家の里」でも、ミニかまくらの他に大人が数人入れるほどの大きなかまくらも作り、復元した平家集落の風情に満ちた雪景色をお楽しみいただきました。温泉街の活性化にも寄与するイベントとして、これからも守り続けていきたいお祭です。



とちぎSDGs推進企業に登録されました。

栃木県印刷工業組合

去年、当組合はSDGs達成に向けた経営方針や具体的な取組を宣言し、今年1月、「とちぎSDGs推進企業」として登録されました。その中でも、エネルギー利用の効率化・残紙などを活用した社会貢献活動・災害時における復興対策支援、を重点的な取組とします。社会貢献活動としては、以前に県警と連携し、残紙を利用した詐欺防止の標語入りグッズを作製し各家庭に配布しました。こういった他業種との連携活動も、組合員企業と協力しながら定期的に行うことができるよう力を注いでいきます。復興対策支援としては、令和2年に県内7支部間で「災害時応援協定」を締結し有事に備えています。今後は異業種との災害時連携も推進していきます。

組合員一人ひとりがその役割・目標を共有し「持続可能な地域社会」を実現していけるよう努めてまいります。



とちぎSDGs推進企業 登録マーク



ホームページを開設しました！

協同組合自動車共済とちぎ事務所

1月から当組合のホームページを新たに開設しました。関東自動車共済協同組合の代理所として、当組合は来年20周年を迎えます。今後も自動車共済制度の推進業務に勤んでまいります。

栃木県においては、普段の生活や事業の展開にあたり「車両」が欠かせない地域であると考えられます。

ぜひ自動車共済を活用してみませんか。

「つながる ひろがる」をテーマに、当組合が一丸となってカスタマーサポートに努めます。



組合HPのQRコード



》 令和5年新年賀詞交歓会

1月27日（金）、ホテル東日本宇都宮において新年賀詞交歓会を開催いたしました。3年ぶりの開催となった今回は、新型コロナウイルス感染防止に配慮し、初めて着座形式を採用しての開催となりました。当日は本会会員等約100名がご出席され、福田富一栃木県知事をはじめとする多数のご来賓の方にご臨席いただきました。

冒頭に主催者を代表して、本会会長 齋藤高藏により「先行き不透明な状況にある今こそ、組合活動の基本である相互扶助の精神に立ち返り、多様で活力ある中小企業の振興発展のため、課題克服に向けた具体的アクションを会員の皆様とともに積極果敢に進めて参りたい」と挨拶がなされました。

続いて、出席された多数のご来賓を代表して、栃木県知事 福田富一様、栃木県議会議長山形修治様、一般社団法人栃木県商工会議所連合会会長藤井昌一様、株式会社商工組合中央金庫宇都宮支店長西林幸敏様よりご祝辞をいただきました。

その後、参議院議員高橋克法様、衆議院議員福田昭夫様、参議院議員上野通子様、衆議院議員藤岡隆雄様よりご挨拶をいただきました。

会員同士の懇親が和やかに進み、最後に本会副会長長島俊夫により中締め挨拶を述べ、賀詞交歓会を終了しました。

新年早々ご多用のところ、ご出席いただきました皆様には、厚く御礼申し上げます。



主催者挨拶を行う齋藤高藏会長



福田富一栃木県知事の祝辞



栃木の地酒で乾杯！

》 組合青年部活性化事業「SDGsへの取組について」

2月17日（金）、栃木県青年経営者中央会では、三井住友海上火災保険株式会社 目黒ゆかり氏、渡邊陸氏をお迎えし、講習会を開催しました。

講演では、世界及び日本での社会的課題に対し、現状のビジネスでは持続可能なものにできないため、根本的にビジネスのあり方の変革が求められている。SDGsに取り組まないことはビジネスリスクであり、SDGsを経営の道しるべとすることで新たなビジネスチャンスが見えてくる、とのお話がありました。また、「とちぎSDGs推進企業登録制度」についてもご説明いただきました。



景況レポート

～52名の情報連絡員による報告～

令和5年 1月分

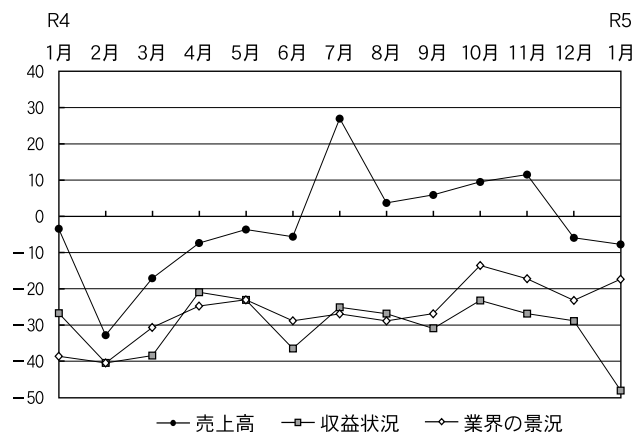
1月の県内DI値は、前月と比較して、業界の景況は+5.8ポイント改善し、売上高は-1.9ポイント、収益状況は-19.2ポイント悪化した。規制緩和の影響で人流が増えてきたが、今月も原材料・エネルギー価格の高騰や人手不足による減産、消費者の買い控えで収益が悪化するなど全体的に収益悪化の様相が見られており、新型コロナウイルス感染状況や、ロシアによるウクライナ侵攻による化石燃料の上昇や物価上昇等、懸念材料が多くあり予断を許さない状況である。

景況天気図（前年同月比のDI値）

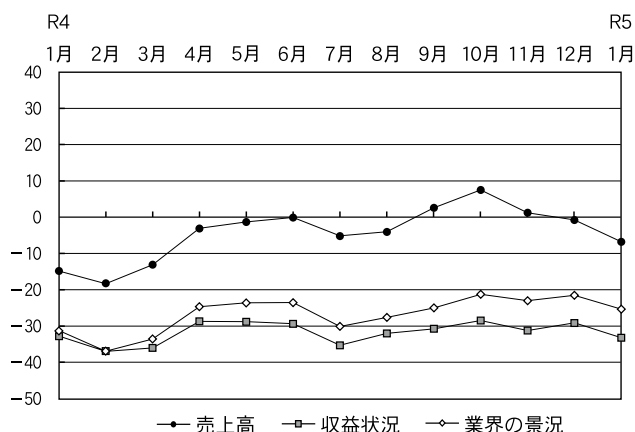
	全 体	製造業	非製造業
売上高	 -7.7	 -8.0	 -7.4
在庫数量	 2.9	 4.0	 0.0
販売価格	 23.1	 24.0	 22.2
取引条件	 -11.5	 -16.0	 -7.4
収益状況	 -48.1	 -56.0	 -40.7
資金繰り	 -30.8	 -32.0	 -29.6
設備操業度	 -4.0	 -4.0	
雇用人員	 -1.9	 -4.0	 0.0
業界の景況	 -17.3	 -28.0	 -7.4

DI 値の推移（対前年同月比）

▼栃木県



▼全国



※DI (Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標です。各景況項目について「増加・好転」との回答した業種から、「減少・悪化」との回答をした業種の割合をもとに示しております。

 30 以上	 10 以上 30 未満	 -10 以上 10 未満
 -30 以上 -10 未満	 -30 未満	

製造業	食料品		コロナ政策の緩和により、商品が動くようになった。ただ、原料の値上り分を卸値に価格転嫁できず、苦しい企業が見受けられる。(あん類製造業)
	繊維工業		昨年度と比較すると上向きではあるが、諸経費の増加分まで価格転嫁されていないので、厳しい状況が続いている。(縫製業) 前年同時期に比べ、売上は減少し経費は上昇するという苦しい状況が続いた。社会情勢から「今は仕方ない」と思うところではあるが、取引先との会話でもため息が多くなってしまふ。ただ、中国の春節が終わりコロナの影響は最小限に留まっている様子。想定よりも早く中国経済は回復しているようで、繊維関係の仕事も徐々に回り始めているという情報も入ってきている。(絹・レース・繊維粗製品製造業)
	木材・木製品		新規住宅着工件数の減少及び住宅ローン金利の懸念から、先行き不透明感が否めない状況だ。(一般製材業) 家具等については、消費意欲の減退により売上が減少傾向にある。原材料の価格高騰を一部販売価格に転嫁する環境ができているが、十分とは言えず収益状況は依然厳しい。(家具・建具製造業)
	印刷		例年、官公需の発注時期であるが低調。1月に用紙価格の再々値上げがあるが、価格転嫁しづらく採算を悪化させている。(印刷業)
	窯業・土石製品		正月の来客はあったが、中旬以降は寒さもあり減少気味だ。毎年2月は売上が落ちるので作品の作り控えをしている可能性があり、焼物屋も本格的に製造していないようだ。(陶磁器・同関連製品製造業)
	鉄鋼・金属		自動車関連においては、年末の「増産予定」から年が明けて一変、コロナの影響や部品不足による減産にて生産計画の見直し・調整に戸惑う厳しいスタートとなった。金型関連においては、現状の受注は何とか確保しているもののエネルギー関係の価格転嫁が厳しい上に、春先からの話題に乏しく先行き不安が大きい。 年明けから、新型コロナウイルス感染・濃厚接触・インフルエンザ感染と休業者が多く、人手不足により通常の生産体制になかなか戻れない状況が続いている。全てが物価上昇の中、減産影響もあり残業時間も減少傾向、賃上げにも至らず厳しい。(金属製品製造業)
	一般機器		前年同月と比較し、売上高はほぼ前年同様の組合員企業が多い。仕入資材の状況は引続き高値傾向であり、電気料・消耗品等高騰の懸念が継続している。収益状況は全般的に不変。操業度はほぼ前年同様、企業によっては人手不足が深刻な状況も見受けられる。今後も新型コロナウイルス感染状況や、ロシアによるウクライナ侵攻による化石燃料の上昇や物価上昇等、懸念材料が多々ある。(一般機械器具製造業)
非製造業	卸売業		一部業種を除き、売上高・収益・業況等は前年同に比べ好転とする企業が多かった。仕入単価上昇の影響により利益率は減少とする企業もあった。(各種商品卸売業)
	小売業		暦の関係で年末に施行できなかった葬儀の通夜が年明け2日からあり、正月3が日は忙しかった。その後も引続き葬儀施行件数は多い印象。主力商品(菊・ユリ)の高値安定もあり仕入れ代金の支払いに苦労した花屋も多い。婚礼は低迷が続く。小売は、ハウスクースの需要が多少あったものの低迷している。(花・植木小売業)
	サービス業		他社との競争環境が激化し、福祉用具の販売・レンタルの売上が減少している。廃棄物処理業界は安定した売上げが見込める状況にある。(ビルメンテナンス業) 原料である生鮮食品等をはじめ、電気・都市ガス代の大幅な上昇により経営状況が非常に圧迫されている現状だ。B to Cの立場からほとんど価格転嫁できていないのが課題となっている。(給食センター)
	建設業		対前年同月と比較すると工事受注高は増加したが、原材料費等の増加により収益面は同等となった。4月以降の賃上げについては、未定もしくは変更なしとの企業が大半を占めている。(職別工事業)
	運輸業		昨年比で輸送量の改善傾向が感じられるものの、一部の組合員では自動車メーカーの生産減により原材料の生産調整のため入出庫が少なくなり、輸送量減となった。自動車部品の梱包を主とする組合員も同様に部品の入出庫が減少した。(貨物自動車運送業) 例年通り、年始の動きは鈍く、上旬は低調な推移。中旬の日本海側での雪の影響で動きが活発になり、車の手配が厳しい日があった。季節がらイチゴの配達等もあり、何とか持ち堪えることができた。(貨物軽自動車運送業)

※情報連絡員の方より頂いたコメントの中から一部掲載しています。
集計結果の詳細は本会HP (<http://www.tck.or.jp/>) をご覧ください。

栃木木材協同組合

理事長 山口 真右さん

しんすけ

栃木県南に位置する栃木市、市街地には蔵造りの家屋が並ぶ街並みが保存されていることから小江戸、小京都と呼ばれ、観光地としての人気も高い。

そのような街並みの歴史を作ったのが木材廻船問屋をはじめとした豪商達でした。栃木の木材は、江戸時代後期には筏に組んで利根川を経由し江戸深川の木場まで運んでいたと言われています。

今回は、古い歴史を持つ木材業を今に継承し、現在は木材を通して栃木市の住環境を担う、栃木木材協同組合の山口真右理事長にお話を伺いました。



山口 真右 理事長

初めに、組合の設立の経緯について教えてください。

初めに栃木市で木材業が発展してきた歴史についてご説明させてください。栃木市は、江戸時代に徳川家康を祀る日光東照宮へ勅使の宿場として町の基礎ができ、江戸時代後期以降は市内を流れる巴波川を利用した舟運による物資の集積地として発展しました。近隣地区から産出される麻などは江戸に送る代表的な品目でした。

明治から昭和の時代には、下駄や桶などが市を代表する産品となりましたが、それらの原材料を挽く製材所や加工工場が増えるとともに、栃木市の山間地区などから運ばれた杉、桧丸太を原料とした一般建築材や電柱を加工する工場も現れ、活況を呈しました。その後、戦中から戦後にかけて下駄の製造は、急速に発展し、三大産地の一つとなりました。現在は、製材所や加工工場の多くは小売・卸売がメインとなりましたが、数軒の業者は桧の短材の製材を主力として続けています。

当時は小さい木材業者が多かったため、木材の使用量が増えていく中でなかなか木材を購入することが難しかったようです。そこで昭和36年11月に栃木市を中心とする木材、製材業者約40社により、素材・立木の共同購買並びに製材品の共同受注及び販売を主たる事業として当組合が発足しました。

設立後は、特に立木の共同購買を積極的に実施し、山一帯を購入し、組合において選別から入札まで行っていました。街中にありながら組合の敷地の広さを見ますと当時の市場としての機能がうかがえます。その後、各社の規模も大きくなり独自で購入できるようになり、木材市場としての役割は終えています。

その後、栃木市内の小学校、中学校、公民館や道の駅などに木材を納品させていただくなど、栃木市内の住みよい環境づくりのお手伝いをさせていただくような事業が中心となり現在に至っています。

組合の主な活動について教えてください。

平成2年頃から栃木市の蔵の街大通りでは、電線が地中化されたことにより配電盤が歩道上に設置されることとなりました。この配電盤は蔵の街の景観に合わないの、当組合員から木製のカバーを設置したら景観が良くなるのではとの声があがり、外部デザイナーと色や形を検討した上で、栃木市

に提案させていただきました。この提案が採択され、平成16年よりこれまで、栃木駅前から北方面に続く蔵の街大通り、新栃木駅前通り、万町交差点から昭和町交差点までの通りなどに設置させていただきました。現在では、観光案内板を設置したり、ひな祭りの時期は街中のイベントの一環で木製カバールの上にひな人形を飾るなど様々な用途に活用されています。

この他にも、令和4年4月20日にオープンした栃木市観光交流館「蔵なび」の看板及び館内で使用する木材テーブルなどの製作を請負うなど、栃木市の景観形成のための事業などを実施しています。

また、もくもくまつりなど木材関連のイベントに出展し親子で参加できる本棚作りなどの木工教室の開催や木製品の販売などを行い、木材製品の普及活動を実施しています。木との触れ合う体験もできて大変好評をいただいています。



今後の展望について教えてください。

栃木県「とちぎ木づかい条例」、栃木市「栃木市内の公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」が制定されるなど公共建築物等に対する木材の利用が示されていますので、栃木市や近隣の市町に対し、公共建築物の木造化を推進していくための要望活動を継続して行い、その受け皿として機能するように組合としての体制整備や各組合員の事業内容の確認、情報提供に力を入れていきたいと考えています。

また、各組合員の強みを生かし、公共事業だけでなく非住宅木造物件に対してもしっかりとコミットしていききたいですね。

今後は、コロナウイルス蔓延のために中断していた、組合員同士の交流事業等も積極的に取り組んでいきたいと考えています。

最後に中央会に期待することを教えてください。

組合運営に対する支援やものづくり補助金に代表される補助金の窓口としての役割を担われていることは承知していましたが、事業継続力強化計画の策定支援や官公需の情報提供などまだまだ活用できていない部分も多くありますので、組合員にも幅広く活用を呼び掛けていきたいと思っています。今後も、メルマガなどの積極的な情報提供をお願いします。

代 表 者	山口 真右 (ヤマサン木材㈱) 代表取締役)
設 立	昭和36年11月11日
所 在 地	栃木市平柳町1-2-23
電 話	0282-22-3745
組合員数	9人
HP	http://www.tochigimokuzai.jp

本日はありがとうございました。



安心・安全な野菜のブランド化への取り組み

協同組合田布施地域交流館（山口県）

当組合は、地元で生産された農林水産物等を販売する田布施地域交流館を運営するため、平成14年に発足した協議会を前身に、平成18年に協同組合として法人化した。設立当初は、直売所を利用する顧客が直売所に求めるものは「安さ」「新鮮さ」「顔の見える安心感」であったが、近年は、食への関心の高まりから「安全さ」へとシフトしていき、より消費者の求めるものが高まってきている状況にある。そこで、周辺の直売所との差別化を図るためにも「安心・安全」な野菜が提供できるよう、組合独自の仕組みである「野菜安全システム」の構築に取り組むこととした。

このシステムは、栽培記録の義務付けと栽培履歴書による事前検査を行い、合格品のみが商品に貼付する販売用のバーコードを作成できるというものである。合格品には安全・安心マークシールを貼付し、抜き打ちで残留農薬検査（月間1～2品）を行い、安全性の高さを証明している。

さらに、全国初の取り組みである「低硝酸野菜」のブランド化を行い、さらなる付加価値の向上を図った。それぞれの商品ごとに硝酸値を測定検査し、その値が1500ppm以内等の一定の基準を設け、その基準に適合した商品であれば、低硝酸野菜ブランドのロゴシールを貼付することが出来ることとし、「低硝酸野菜」のブランド化に取り組んだ。「低硝酸野菜」の取り組み当初、出荷者である組合員へは幾度となく研修を行ったが、目標値である1500ppm以下に到達していない者が過半数存在し、取り組みに対する理解がなかなか得られないといった問題があった。また、消費者からも低硝酸野菜について「よくわからない」といった意見があったことから、出荷者・消費者の両方にメリットをどう伝えるかという点が大きな課題となった。そこで、館内にモニター画面を設置してブランドの取り組みを映像で伝える等、品質の見える化を行い、組合員への教育を行うとともに、消費者へも十分に周知できるようにした。

当組合の売上高や来店客数は、設立以来ほぼ毎年増加しており、右肩上がり推移している。これは、当組合の取り組みが交流館＝安心・安全な野菜といったイメージが定着し顧客から支持を受けている証拠と言える。消費者が「今、何を求めているか」といった消費者のニーズを常に意識し、消費者の立場に立った事業の企画立案をしていることが成果を上げている要因である。これらの活動が評価され、「直売所甲子園（直売所の全国規模のコンテスト）」において、「優秀賞」を獲得するなどすることができた。全国初の取り組みであることが外部機関から評価された結果であると言える。その後、メディア取材も相次ぎ、効果的にブランド化を周知することができた。



野菜安全システムの安心・安全マークシールが貼付された野菜



低硝酸野菜の周知等を目的とした案内板

住 所	〒742-1517 山口県熊毛郡田布施町中央南1-8		
設 立	平成18年1月	主な業種	直売所
組合員数	337人	出 資 金	337千円

★ Q&A ★ 理事による監事会日程の設定について

Q

理事が監事会の開催日を設定し、当該開催日に監査報告を監事に提出するよう求めることはできますか？

A

理事が監事会の開催日を一方的に設定し、当該開催日に監査報告を監事に提出するよう求めることは、監事の権限を制限することとなるため、できません。

ただし、監事が理事に対し、短期間（4週間を下回る期間内、中小企業等協同組合法施行規則第91条）に監査報告を通知するなど、監事が自主的に監査を終了し、理事が求める開催日にすることを妨げるものではないとされています。

（全国中小企業団体中央会「組合質疑応答集」より転載）

新規輸出1万者支援プログラムのご案内

新たに輸出に乗り出す皆様を後押し!円安をチャンスに輸出を始めませんか?

現在の円安は、輸出を新たに始める観点からは好機でもあります。この機を逃さず、これまで輸出をしたことがない中小企業・地域企業でも、その準備や具体的な商談・輸出を速やかに進められるよう、昨年12月16日からプログラムが開始されました。

下記のジェットロのポータルサイトからご登録いただければ、専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングを行い、各事業者に適した支援策をご提案します。まずはポータルサイトでご登録ください。

海外消費者向けに
ECを使って商品を
販売してみたい!

日本にいながら、
海外販路拡大を
実現したい!



輸出を始めるには
どうする?

輸出入に関する手続の
流れや法規制について
知りたい!

＼輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで何でもお任せください／



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、
ブランディング
・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

ジェットロ

検索



◀ポータルサイトで
ご登録ください。
(24 時間受付)

【お問い合わせ先】

ジェットロ本部 TEL

03-3582-4937 / 03-3582-4938

03-3582-4939 / 03-3582-4940

家内労働委託者のみなさまへ

『家内労働委託状況届』は4月30日までにご提出ください。

家内労働法第26条、同法施行規則第23条により、家内労働者へ業務を委託した場合には、遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに労働基準監督署を経由して栃木労働局に「委託状況届」を提出することが定められております。

家内労働者：物品の提供を受け、他人を使わず自己ひとり、または同居の家族だけで物品の製造・加工に従事し、工賃を得ている人。

詳しくは栃木労働局労働基準部賃金室（☎028-634-9109）、または最寄りの労働基準監督署にお問合せ下さい。

中央会からのお知らせ

新たなチャレンジへと
踏み出すための事業です！

事業を実施した団体の

95%

以上が効果を実感

中小企業組合等課題対応支援事業のご案内

「中小企業組合等課題対応支援事業」はSDGsへの取組み、DX推進、2025年問題対応などの課題や団体・業界特有の課題解決に向けた取組に対して、全国中小企業団体中央会が支援を行うものです。ぜひご活用ください。

中小企業組合等活路開拓事業

活路開拓事業	専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取組みを補助します。	【補助金】 上限 大規模・高度型：2,000万円 通常型：1,200万円 【補助率】 6/10
展示会等 出展・開催	国内外の展示会への出展（バーチャル展示会への出展も可）や展示会の自主開催を補助します。	【補助金】 上限 1,200万円 【補助率】 6/10

組合等情報ネットワークシステム等開発事業

組合等が行うアプリケーションシステムや情報ネットワークシステムの開発、開発のための計画立案、RFP（提案依頼書）策定を支援します。外部から専門家を招聘してシステム設計の検討を行ったり、専門業者に対してシステム開発を外注したりする経費等を補助します。	【補助金】 上限 大規模・高度型：2,000万円 通常型：1,200万円 【補助率】 6/10
--	--

■本事業のお問い合わせ：全国中小企業団体中央会 振興部 TEL：03-3523-4905（振興部直通）

インボイス登録申請書の令和5年4月1日以後の提出について。

インボイス制度が開始され施行日（令和5年10月1日）から適格請求書発行事業者登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を済ませる必要があります。

令和4年12月23日の閣議決定に基づき、施行日に登録を受けようとする事業者が申請期限である令和5年3月31日後に提出する登録申請書の取扱いについては、当該事業者が令和5年4月1日以後に困難な事情の記載がない登録申請書が提出されたとしても、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。

編集後記

3月になり、春の温かさが少しずつ感じられる時期になってきました。年度末を迎え、慌ただしくお過ごしの方も多いかと思います。

春が近づくについて話題に上がることといえば「お花見」。華やかで可愛い桜は見るだけで心が踊りますね。おすすめの桜スポットがあれば、是非教えていただけたら嬉しいです♪

今年度も当機関誌をお読みいただきありがとうございます。来年度も引き続き皆様からの情報をお待ちしております！どうぞよろしくお願いいたします。

【お詫びと訂正】

Monthly 2月号P9掲載の「組合インタビュー この人に聴く」内の組合概要欄の設立年月日につきまして誤りがございました。

下記の通り訂正いたします。

誤) 昭和33年1月26日

正) 昭和46年9月20日

関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。